

「アルファダイレクトバンキングご利用規定」改定事項

現状	変更後
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第3条 本人確認</p> <p>ダイレクトバンキングのご利用についての契約者ご本人の確認の手続きは次の方法により行うものとさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約者は、ダイレクトバンキングのお申込みに際し、取引時に契約者ご本人であることを確認するため、4桁の「暗証番号」をダイレクトバンキング申込時に当行所定の方法であらかじめ届出るものとします。</li> <li>2. 初回ログオン時に当行所定の方法で「ログオンパスワード」を届出るものとします。</li> <li>3. 2014年2月10日(月)以降の初回ログオン時に当行所定の方法で「合言葉認証の設定」を行うものとします。</li> <li>4. 当行所定の取引に際し「ワンタイムパスワード(ソフトウェアトークン)」による認証を行うものとします。但し、本取扱は「ワンタイムパスワード(ソフトウェアトークン)」利用申込をされた契約者に限りません。</li> <li>5. 当行は契約者がダイレクトバンキングを利用する際に、契約者ご本人であることを確認するために必要な番号(以下、「ご利用番号」という)を記載した「アルファダイレクトバンキングご利用カード」(以下「ご利用カード」という)を契約者に貸与するものとし、当行へ届出されている住所へご郵送いたします。但し、郵便不着等で契約者ご本人へ「ご利用カード」をお届けできない場合は、当行よりダイレクトバンキングの契約を解除させていただきます。</li> <li>4-6. ダイレクトバンキングは、契約者ご本人のみご利用が可能です。「ご利用カード」に記載した「ご利用番号」、契約者が届出た「暗証番号」「ログオンパスワード」「合言葉」、およびパスワード生成機(京葉銀行スマートフォン専用アプリ)によって生成された「ワンタイムパスワード(ソフトウェアトークン)」は第三者に教えたり、知られたりしないようにしてください。また、「ご利用カード」およびパスワード生成機(京葉銀</li> </ol>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第3条 本人確認</p> <p>ダイレクトバンキングのご利用についての契約者ご本人の確認の手続きは次の方法により行うものとさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当行は契約者がダイレクトバンキングを利用する際に、契約者ご本人であることを確認するために必要な番号(以下、「ご利用番号」という)を記載した「アルファダイレクトバンキングご利用カード」(以下「ご利用カード」という)を契約者に貸与するものとし、当行へ届出されている住所へご郵送いたします。但し、郵便不着等で契約者ご本人へ「ご利用カード」をお届けできない場合は、当行よりダイレクトバンキングの契約を解除させていただきます。</li> <li>2. 契約者は、ダイレクトバンキングのお申込みに際し、取引時に契約者ご本人であることを確認するため、4桁の「暗証番号」をダイレクトバンキング申込時に当行所定の方法であらかじめ届出るものとします。また、初回ログオン時に当行所定の方法で「ログオンパスワード」の届出および「合言葉認証の設定」を行うものとします。</li> <li>3. 当行所定の取引に際し、「認証アプリ」や「京葉銀行スマートフォン専用アプリ」によるワンタイムパスワードやトランザクション認証による本人認証を行うものとします。但し、本取り扱いとは当該認証の利用申し込みをされた契約者に限りません。</li> <li>4. ダイレクトバンキングは、契約者ご本人のみご利用が可能です。「ご利用カード」に記載した「ご利用番号」、契約者が届出た「暗証番号」「ログオンパスワード」「合言葉」、および「ワンタイムパスワード」は第三者に教えたり、知られたりしないようにしてください。なお、電子決済等代行業者等が提供するサービスを起因とした損害については、当行は責任を負いません。</li> </ol>

行スマートフォン専用アプリ)をダウンロードしたスマートフォンは紛失、盗難にあわないよう、十分に注意して保管してください。なお、電子決済等代行業者等が提供するサービスを起因とした損害については、当行は責任を負いません。

57. 取引に基づく契約者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。また、「ご利用カード」の第三者への貸与等は一切できません。契約者がこれに違反した場合は、ご契約を当行より解除させていただくことがあります。

68. ダイレクトバンキングのご利用の際に、各サービス取引における当行所定の確認項目について契約者から通知された「暗証番号」「ご利用番号」「ログオンパスワード」「合言葉」「ワンタイムパスワード(ソラトウェアトークン)」を、当行に登録されている番号・パスワード(状況により合言葉)と突合を行いその一致を銀行が確認した場合は、次の事項を確認できたものとして取扱います。

●契約者ご本人の有効な意思による申込みであること。

●当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

なお、当行が本人確認を前記方法以外で行うこと、および取引に関係なく「暗証番号」「ご利用番号」「ログオンパスワード」「合言葉」「ワンタイムパスワード(ソラトウェアトークン)」をお聞きすることは一切ございません。

79. 当行が前項第68項の方法に従って本人確認を行ったうえで実施した取引は、当行は契約者からの取引の依頼があったものとみなし受付手続きを行います。

810. ダイレクトバンキングの利用を一時的に停止する場合は、当行所定の手続きを行ってください。この手続きを受けた時は当行は直ちに利用停止の措置を講じます。

911. 前項第810項により利用停止したサービスの利用再開を希望する場合は、当行所定の方法によりお届けください。

1012. 契約者が届出と異なる「暗証番号」「ご利用番号」「ログオンパスワード」「合言葉」を当行所定の回数以上誤って入力されたときは、ダイレクトバンキング取引の取扱いを中止いたします。また、「ワンタイムパスワード(ソラトウェアトークン)」を当行所定の回数以上誤って入力されたときは、「ワンタイムパスワード」の入力を必要とする第5条第4項に示す対象取引の取扱いを中止いたします。

なお、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。利用を再開する場合は、当行所定の手続きを行ってください。

5. 取引に基づく契約者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。また、「ご利用カード」の第三者への貸与等は一切できません。契約者がこれに違反した場合は、ご契約を当行より解除させていただくことがあります。

6. ダイレクトバンキングのご利用の際に、各サービス取引における当行所定の確認項目について契約者から通知された「暗証番号」「ご利用番号」「ログオンパスワード」「合言葉」「ワンタイムパスワード」を当行に登録されている番号・パスワード(状況により合言葉)と突合を行いその一致を銀行が確認した場合は、次の事項を確認できたものとして取扱います。

●契約者ご本人の有効な意思による申込みであること。

●当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

なお、当行が本人確認を前記方法以外で行うこと、および取引に関係なく「暗証番号」「ご利用番号」「ログオンパスワード」「合言葉」「ワンタイムパスワード」をお聞きすることは一切ございません。

7. 当行が前項第6項の方法に従って本人確認を行ったうえで実施した取引は、当行は契約者からの取引の依頼があったものとみなし受付手続きを行います。

8. ダイレクトバンキングの利用を一時的に停止する場合は、当行所定の手続きを行ってください。この手続きを受けた時は当行は直ちに利用停止の措置を講じます。

9. 前項第8項により利用停止したサービスの利用再開を希望する場合は、当行所定の方法によりお届けください。

10. 契約者が届出と異なる「暗証番号」「ご利用番号」「ログオンパスワード」「合言葉」を当行所定の回数以上誤って入力されたときは、ダイレクトバンキング取引の取扱いを中止いたします。また、「ワンタイムパスワード」を当行所定の回数以上誤って入力されたときは、「ワンタイムパスワード」の入力を必要とする取引の取扱いを中止いたします。なお、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。利用を再開する場合は、当行所定の手続きを行ってください。

13. 「ご利用カード」、パスワード生成機（京葉銀行スマートフォン専用アプリ）をダウンロードしたスマートフォンを紛失・盗難された場合は、直ちに当行へ通知し、当行所定の手続きを行ってください。

1114. 「ログオンパスワード」「暗証番号」「合言葉」を失念した場合は、当行所定の手続きを行ってください。

1215. お取引の安全性を高めるため、契約者ご本人にて「ログオンパスワード」「暗証番号」は定期的に変更してください。

(中略)

(新設)

1 1. 「ログオンパスワード」「暗証番号」「合言葉」を失念した場合は、当行所定の手続きを行ってください。

1 2. お取引の安全性を高めるため、契約者ご本人にて「ログオンパスワード」「暗証番号」は定期的に変更してください。

(中略)

## 第5条 認証アプリ

「認証アプリ」とは、ダイレクトバンキングの各サービスの利用に際し、当行所定の方法で契約者が自身の保有するスマートフォンにインストールして利用する専用ソフトウェアをいいます。

### 1. 利用登録方法

契約者は「認証アプリ」の利用開始前に当行所定の利用登録を行うものとします。利用登録を完了するためには、契約者が当行に届け出ている電話番号にて自動音声で通知されるパスワードを聞き取りの上、認証アプリ画面上に入力を行う必要があります。なお、当行所定の回数を超えて繰り返し誤ったパスワードを入力した場合、一定期間、「認証アプリ」の利用登録を行うことができなくなります。

### 2. 認証アプリの機能

#### (1) トランザクション認証

ダイレクトバンキングで下記サービスを利用される際に、「認証アプリ」上で取引依頼内容を確認の上、承認ボタンをタップすることにより取引が完了できます。

##### ①振込取引

②各種料金等払込取引「Pay-easy (ペイジー)」(民間収納機関への払込に限ります)

#### (2) ワンタイムパスワード

第 65 条 京葉銀行スマートフォン専用アプリによる認証 (ワンタイムパスワード)

—(ソフトウェアトークン)—

「ワンタイムパスワード (ソフトウェアトークン)」(以下「ワンタイムパスワード」といいます)「京葉銀行スマートフォン専用アプリによる認証」の利用に際しては、本条の定めにより取り扱うこととします。

1. 内容

京葉銀行スマートフォン専用アプリによる認証は、ワンタイムパスワードにて認証を行います。ワンタイムパスワードとは、スマートフォンにダウンロードしたパスワード生成機(京葉銀行スマートフォン専用アプリ)により生成・表示され、一定の時間を経過すると更新される可変的なパスワードです。ワンタイムパスワードの利用申込後は、ダイレクトバンキングにおける「インターネットバンキング」の当行所定の取引に際し、「暗証番号」に加えてワンタイムパスワードを入力することとします。

(中略)

第 17 条 サービス利用口座登録

1. あらかじめ開設いただいた普通預金口座、貯蓄預金口座、定期預金口座、積立定期預金口座、カードローン口座、外貨預金口座、投資信託口座を「ご利用口座」へ追加登録することができます。但し、お手続きいただける口座の種類につきましては当行所定の契約種類に限ります。
2. お手続き内容は、原則お客さまがお手続きをされた日の翌営業日 23 時 翌々営業日から反映されます。なお、処理状況によっては反映する時間が前後する場合があります。

当行所定の取引で入力が必要となる「ワンタイムパスワード」を生成します。

3. その他

「認証アプリ」をご利用される場合は、本規定のほか「認証アプリご利用規定」を十分にご確認ください。

第 6 条 京葉銀行スマートフォン専用アプリによる認証 (ワンタイムパスワード)

「京葉銀行スマートフォン専用アプリによる認証」の利用に際しては、本条の定めにより取り扱うこととします。

1. 内容

京葉銀行スマートフォン専用アプリによる認証は、ワンタイムパスワードにて認証を行います。ワンタイムパスワードとは、スマートフォンにダウンロードしたパスワード生成機(京葉銀行スマートフォン専用アプリ)により生成・表示され、一定の時間を経過すると更新される可変的なパスワードです。ワンタイムパスワードの利用申込後は、ダイレクトバンキングにおける「インターネットバンキング」の当行所定の取引に際し、「暗証番号」に加えてワンタイムパスワードを入力することとします。

(中略)

第 17 条 サービス利用口座登録

1. あらかじめ開設いただいた普通預金口座、貯蓄預金口座、定期預金口座、積立定期預金口座、カードローン口座、外貨預金口座、投資信託口座を「ご利用口座」へ追加登録することができます。但し、お手続きいただける口座の種類につきましては当行所定の契約種類に限ります。
2. お手続き内容は、原則お客さまがお手続きをされた日の翌営業日 23 時 から反映されず。なお、処理状況によっては反映する時間が前後する場合があります。

3. 住所変更のお手続きを銀行にされていない場合や代表口座に各種取引制限が設定されている場合等、お申込みを受け付けることができない事がございます。

(中略)

#### 第23-2-2条 「ご利用カード」の紛失および「暗証番号」「ご利用番号」の漏洩

1. 契約者は「ご利用カード」、「**認証アプリ**」等の当行が提供するアプリをダウンロードしたスマートフォンを紛失された場合、盗難に遭われた場合、またはお取引の安全性を確保するため「暗証番号」および「ご利用番号」の変更を希望する場合は、直ちに契約者ご本人から当行所定の方法により「お取引店」ほか「当行本支店」または「ダイレクトサービスセンター」へ届出ください。(但し、電話による届出の場合は、後日、当行所定の書面による届出を必要とします。)この届出に対し、直ちに当行は所定の方法で、ダイレクトバンキングの利用停止の措置を講じます。当行での手続完了前に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
2. 「ご利用カード」の再発行の手続きは当行所定の方法により行うものとし、再発行に際し、当行所定の再発行手数料を「代表口座」から引落しさせていただきます。

(中略)

#### 第26-2-5条 免責事項など

1. 次の各号の事由によりダイレクトバンキングの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。  
(1) 当行が第3条第68項の確認を行い取扱った場合で、「ご利用番号」「暗証番号」「ログオンパスワード」「ワンタイムパスワード(ソフトラウエアトークン)」「**トランザクション認証**」等につき不正使用、その他の事故があったとき。但し、損害の発生が盗取された

3. 住所変更のお手続きを銀行にされていない場合や代表口座に各種取引制限が設定されている場合等、お申込みを受け付けることができない事がございます。

(中略)

#### 第23条 紛失および漏洩

1. 契約者は「ご利用カード」、「**認証アプリ**」等の当行が提供するアプリをダウンロードしたスマートフォンを紛失された場合、盗難に遭われた場合、またはお取引の安全性を確保するため「暗証番号」および「ご利用番号」の変更を希望する場合は、直ちに契約者ご本人から当行所定の方法により「お取引店」ほか「当行本支店」または「ダイレクトサービスセンター」へ届出ください。(但し、電話による届出の場合は、後日、当行所定の書面による届出を必要とします。)この届出に対し、直ちに当行は所定の方法で、ダイレクトバンキングの利用停止の措置を講じます。当行での手続完了前に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
2. 「ご利用カード」の再発行の手続きは当行所定の方法により行うものとし、再発行に際し、当行所定の再発行手数料を「代表口座」から引落しさせていただきます。

(中略)

#### 第26条 免責事項など

1. 次の各号の事由によりダイレクトバンキングの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。  
(1) 当行が第3条第6項の確認を行い取扱った場合で、「ご利用番号」「暗証番号」「ログオンパスワード」「ワンタイムパスワード」「**トランザクション認証**」等につき不正使用、その他の事故があったとき。但し、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われ

暗証番号等を用いて行われた不正な振込等（以下「不正な振込等」といいます。）によるものである場合、契約者は、第 2726 条による補てんの請求を申し出ることができるものとします。

- (2) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (3) 当行または金融機関の共同システムの運営体または各種料金等払込取引にかかる共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
- (4) 当行以外の責に帰すべき事由があったとき
- (5) 当行が契約者からの依頼を不成立としたとき
- (6) 第 2524 条に反して利用があったとき
- (7) その他、本規定に反して利用があったとき

2. 契約者はダイレクトバンキングの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性およびダイレクトバンキングで当行が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。また、通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより、「暗証番号」「ご利用番号」「ログオンパスワード」「ワンタイムパスワード（ソフトラウェアトークン）」「**トランザクション認証**」および取引情報等が漏洩した場合、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。但し、上記により漏洩した暗証番号等の盗用により損害が発生した場合は、第 2726 条による補てんの請求を申し出ることができるものとします。

(以下略)

以上

た不正な振込等（以下「不正な振込等」といいます。）によるものである場合、契約者は、第 27 条による補てんの請求を申し出ることができるものとします。

- (2) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (3) 当行または金融機関の共同システムの運営体または各種料金等払込取引にかかる共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
- (4) 当行以外の責に帰すべき事由があったとき
- (5) 当行が契約者からの依頼を不成立としたとき
- (6) 第 25 条に反して利用があったとき
- (7) その他、本規定に反して利用があったとき

2. 契約者はダイレクトバンキングの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性およびダイレクトバンキングで当行が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。また、通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより、「暗証番号」「ご利用番号」「ログオンパスワード」「ワンタイムパスワード」「**トランザクション認証**」および取引情報等が漏洩した場合、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。但し、上記により漏洩した暗証番号等の盗用により損害が発生した場合は、第 27 条による補てんの請求を申し出ることができるものとします。

(以下略)

(注意)

その他、上記修正に伴う条番号の繰り下げ等の変更がございます。

以上